

# 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

令和4年2月25日  
石狩後志海区漁業調整委員会

## 1. 委員会指示の目的・趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。）次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」とされている。今般、サクラマスの遡上時期における珊内川、古宇川、野塚川、尻別川の河口付近における採捕禁止区域及び期間を定め、さけます資源の繁殖保護を図るもの。

## 2. 委員会指示のスケジュール

令和4年2月25日	意見の募集開始
令和4年3月9日	意見の募集終了
令和4年3月中旬	海区委員会指示（案）に係る海区委員会での審議。
令和4年3月下旬	委員会指示発動

## 3. 委員会指示（案）の概要について

何人も、海面のうち、次表の左欄に掲げる河口付近の区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、さけ及びますを採捕してはならない。ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りではない。

次 表

総合振興局名 及び河川名		区 域				期 間	
		河 口		沖合方位			沖合
		左海岸	右海岸	左方	右方		
後 志	珊瑚川	河口左岸より 300メートルの 位置	古宇郡珊瑚内村 神恵内漁港(珊瑚 内地区)新西 防波堤基部西 側点の位置 (300m)	度 分 243.00	度 分 243.00	メ-トル 300	4月1日から 8月31日ま で
	古宇川	古宇郡神恵内村 大字神恵内村 10番地の4地 先に知事が建設 した標柱の位置 (300m)	古宇郡神恵内 村大字神恵内 村字浜中 83 番地の 116 地 先に知事が建 設した標柱の 位置 (300m)	225.00	225.00	300	4月1日から 4月30日ま で
	野束川	岩内郡岩内町字 野束 15 番の4 地先に知事が建 設した標柱の位 置 (300m)	岩内郡岩内町 岩内港西防波 堤基部西側点 の位置 (700m)	345.00	5.00	600	4月1日から 8月19日ま で
	尻別川	寿都郡寿都町字 磯谷町能津登 355番地先に知 事が建設した標 柱の位置 (1,000m)	磯谷郡蘭越町 港町 1,512 番 地先に知事が 建設した標柱 (1,000m)	299.30	300.00	1,000	4月1日から 4月30日ま で

備考

注1) この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。

基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

注2) この表中で示している距離のうち、( )内の数字は、標柱までの一応の目安である。

注3) 指示期間は指示した日から令和7年8月31日までとする。